

会 議 録

第 2 1 回定例会

開会 平成 3 1 年 3 月 1 9 日

教育委員会会議録

1 開 会 平成31年3月19日 午前10時

2 閉 会 平成31年3月19日 午前11時30分

3 教育委員会出席者

教育長	美馬 持仁
委 員	藤本 宗子
委 員	小林 信行
委 員	河口 雅子
委 員	菊池 健次

4 教育長及び委員以外の出席者

副 教 育 長	勢井 研
教 育 次 長	竹内 敏
教 職 員 課 長	藤川 正樹
学 校 教 育 課 長	藤本 和史
人権教育課いじめ問題等対策室長	安西 政和
教 育 文 化 課 長	木野内 敦
教 育 政 策 課 長	臼杵 一浩
教 育 政 策 課 副 課 長	木下 淳子

[開 会]

教育長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

教育長 配付されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

[教育長報告]

副教育長 2月定例県議会における質疑応答の概要について報告する。

[議 事]

教育長 議案第75号，議案第76号，議案第80号，議案第81号，議案第82号を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 そのように取り計らうこととし，議事に入ることを告げる。

《協議事項1 平成32年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査要綱について》

教育長 説明を求める。

教職員課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

教育長：受審者にとっての負担を減らし，できるだけ多くの人に受審してもらえるようにしたい。もちろん必要な審査はするが，負担が大きすぎるような内容は精選を図り，日数を減らすなどの工夫を行う。

河口委員：日数の削減や選択制などにより，多くの人に受審してもらい，優秀な人を採用できればよい。音楽や体育の実技審査の評価についてはどうか。

教職員課長：まずは，音楽と体育で差異が起こらないようにしたい。我々が要求するものについて専門性が発揮できているかどうかしっかりと審査する。また，現状にあわせた評価ができるように配点を考える。

藤本委員：特別選考②の英語と情報はどのような方を考えているのか。

教職員課長：英語について想定しているのは、英語圏で5年以上在職された方とか、民間企業で一定期間以上の実務経験がある人、あるいは、海外の大学や青年海外協力隊で活動してきた人など。情報についても、システム開発などの専門的な仕事に正規の職員として携われた人がいればしっかり評価をして採用したい。

藤本委員：英語は大切になってくるので優秀な人を採用できるようにしてほしい。情報については、プログラミング学習が始まると聞いている。先日、小学校の授業も見させていただいた。しっかりと指導できる教員が必要である。

教職員課長：経験のある教員が組織の中に入ってくると全体の組織の底上げになる。そのような方が力を発揮できるようにしていきたい。

河口委員：1年以内にやめられる教員もいる。採用時点で面接などでしっかり見ることができるとよい。人間的な面から学校でトラブルになっている状況もあるかもしれない。精神的な面も含め、様々な方法でしっかり見ていくことが必要である。

教職員課長：1次審査でも2次審査でも面接審査を実施している。その中で人物を見極めるとともに、教員としての適性も見ていきたい。面接官の研修もしているので、指摘いただいたことを見極められるように研修等も引き続き行っていく。

教育長：今回、「情報」のみで採用するというのは初めてである。しっかり広報して広く人材を集めていく。特別選考②においても教員免許状はもっていないが、高い専門性をもっている人をしっかり審査する。今求められているのは、教育大を出ただけではなく、様々な経験を積んだ方を活用していくということと考えている。教員としての適性は、しっかりと見極めていくことも大事にしている。ハード面、ソフト面の両方を考えていきたい。

教育長	協議事項1を議案第83号として付議してよいかを諮る。
各委員	異議なし。
教育長	議案第83号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員	異議なし。
教育長	議案第83号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第77号 徳島県立学校規則等の一部を改正する規則について》

教育長 説明を求める。
学校教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

藤本委員：3ページの第9条に「道徳」とあって、その次に「特別の教科である道徳」とあるが、どのような違いがあるのか

学校教育課長：道徳については現行の学習指導要領で道徳の時間として実施されていたものである。「特別の教科である道徳」は新学習指導要領で道徳を教科としたところが違う。「特別の教科である道徳」は教科書も選定している。

藤本委員：第36条で出席停止になる場合として「かかっており」「かかっている疑いがあり」「かかるおそれがある」と3つの場合が書かれているが、どうしてこのように書かれているのか説明してもらいたい。

学校教育課長：学校保健安全法に記載されている文言を用いている。

小林委員：議案の提案理由に「総合的な学習の時間を総合的な探究の時間に改める」とあるが、説明していただいた改正で良いのか。

学校教育課長：「総合的な探究の時間」は高校1年生から年次進行で実施される。よって、来年度の高校2年生と3年生は「総合的な学習の時間」が実施される。今の高校1年生が3年生になったときに、全日制では、全ての学年が「総合的な探究の時間」になる。提案理由にも「平成31年4月1日以降入学生から適用する特例」とある。

教育長 議案第77号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第77号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第78号 徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令について》

教育長 説明を求める。
学校教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし

教育長 議案第78号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第78号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第79号 市町村立学校の設置，廃止等の手続に関する規則の一部を改正する
規則について》

教育長 説明を求める。
学校教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし

教育長 議案第79号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第79号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項1 平成30年度英語能力判定テスト結果について》

教育長 報告を求める。
学校教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし

《報告事項2 徳島県キャリア教育推進指針Ⅱについて》

教育長 報告を求める。
学校教育課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

教育長：（他もそうだが）どう使うかである。飾っておくだけではない。

学校教育課長：研修会を実施する予定である。

藤本委員：P23には事業場とある。会社のイメージ。農業体験なども入れてほしい。

学校教育課長：農業体験は小学校からもある。事業場としては、農業法人も考えられる。

小林委員：大切なのは農業体験が職業と結びついているか。農業をしたいという子供はいるのか。

竹内次長：職業と結びついた取組はできている。ただ、農業体験の場合、作物相手でもあり、時期を合わせるのが難しい。

小林委員：機械化した現在の農業ではなく、手植えの田植えだったり、芋掘りだったりしているのではないか。実際とは異なっているのではないか。

教育長：今あることを知って、効率化できないかとか、触発される。いろんな仕事を知ることができる。発達段階に応じて、地域の課題を知ることが大切。

藤本委員：感性豊かな時期に、普通科高校を含め、農業体験や漁業体験など、様々な職業を知ることが大切。

教育長：引き続きキャリア教育の充実に取り組む。

《報告事項3 夜間中学の設置に向けた基本方針について》

教育長 説明を求める。

学校教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

藤本委員：今後のスケジュールに向けて、スピード感を持って取り組んでください。

小林委員：何人ぐらいを考えているのか。かなり多くの生徒が来るのではないか。

学校教育課長：平成22年の国勢調査において義務教育未終了者が県内には、1,425名が、外国人労働者数は平成29年度において4,024名、不登校の生徒が483名となっている。今後多様なカリキュラムを考えていきながら、ニーズ調査等も行っていく。

小林委員：交通の便を考えると駅前に一つの教室で集めればいいと、思ったがいかかか。

学校教育課長：中学校として設置になるので、法律に決められた教室は必要になる。

藤本委員：県が主体となって行う事は、素晴らしいこと。夜間中学と聞くと少し暗いイメージがあるので、学校のネーミングを考えて欲しい。公募で決めるのも1つの方法である。パンフレット等も英語で説明するなど、多言語に対

応じて欲しい。

菊池委員：ニーズの把握をして何ができるかを体制を作ってください。

河口委員：開校まで2年あるので内容を考えて、魅力ある学校にして行って欲しい。
識字学級や外国籍の方への広報，ご高齢の方もおいでると思うので，学ぶ意欲を出せるように考えて欲しい。

《報告事項4 重要文化財の指定について》

教育長 説明を求める。

教育文化課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

小林委員：縄文の遺跡は多いのか，どこにあるのか。

教育文化課長：関東・東北地方を中心に数多く点在するが，その出土品が重要文化財になる例は多くない。中四国では初めてとなる。

小林委員：指定されたものは今どこにあるのか。また，活用面はどうなっているか。

教育文化課長：県立埋蔵文化財総合センターに所蔵されているが，現在は主要なものは東京国立博物館での新指定文化財展に貸し出している。5月に展示終了後帰ってくるので，同センターでの重要文化財展示など今後活用を図っていく。

《報告事項5 登録有形文化財（建造物）の登録について》

教育長 説明を求める。

教育文化課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

小林委員：簾庵（ちいおり）所有のアレックス・カーとは何者か。

教育文化課長：アメリカ人で京都在住の東洋文化研究家。文部科学大臣賞なども受賞している。

小林委員：現地で住んでいるわけではないのか。

教育文化課長：現地でお住まいというわけではない。

菊池委員：耐震についてはどうなっているか。

教育文化課長：建物の耐震性などについては、国の基準に従って適切に評価し、確保している

[非公開]

《議案第82号 文化財の指定解除について》

《議案第80号 平成30年度藍青賞（特例対象期間）の受賞者について》

《議案第81号 徳島県いじめ問題等対策審議会委員の任免について》

《議案第75号 徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について》

《議案第76号 人事異動（事務局等課長級以上の行政職員の異動）について》

[閉会]

教育長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉会 午前11時30分